

第2回 笠松町議会臨時会(4月4日開会 同日閉会)

4月4日、町議会臨時会が開かれ、議長・副議長の選挙が行われました。(敬称略)

議長 伏屋 隆男
副議長 間宮 寿和



就任のあいさつ 笠松町議会議長 伏屋 隆男

今年は年初めから寒い日が続き、桜の開花が遅れるのではないかと心配していましたが、3月下旬からの陽気で満開となりました。いよいよ春本番を迎え、この時期恒例の臨時議会が4月4日に開催され、第58代議長に就任することとなりました。

さて、アメリカの輸入関税の大幅な引き上げで株価は大幅に下落し、物価高騰も依然として収まらず、日本経済の先行きが不安視され市民生活を脅かすことになりかねません。

こうした中、笠松競馬場の年間売上金額が過去最高の485億円となり明るい話題ではありますが、円城寺厩舎の移転で今後多額の経費が必要となることから喜んでばかりはいられません。その競馬場円城寺厩舎の跡地3万坪の土地の活用について岐阜県都市整備協会に委託した調査が完了し、今年度から地権者の意向も確認しながら進めることとなりますが、面積の小さな笠松町にとって新たな町づくりとなるよう、地方創生や岐阜県知事が提唱する政策オリンピックを視野に入れて、議会を挙げて取り組む所存であります。

また、今年は10月に「第37回全国健康福祉祭ぎふ大会・ねんりんピック岐阜2025」が開催され、笠松町ではグラウンド・ゴルフ競技を江川の笠松町多目的運動場(サッカー場)で行うことになっております。全国から432名の選手が来町され、国内トップクラスの競技が展開されることになります。全国の選手及び関係者の皆さんに、木曽川の清流に抱かれた自然豊かな会場で、笠松町の魅力を存分に堪能していただくよう、おもてなしの心を持ってお迎えしたいと考えております。

笠松町が今進めている第6次総合計画を推進し、30年以内に起こるだろうと言われている南海トラフ地震への対策強化をはじめ、諸課題に向けて議会の全員で取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の温かいご支援をお願い申し上げ就任のあいさつといたします。



第2回 笠松町議会臨時会議決結果(4月4日開会 同日閉会)

第27号 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

政令の一部改正に伴い、消防団員と消防作業従事者の損害補償に係る補償基礎額を改正

第28号 令和7年度笠松町一般会計補正予算(第1号)

補正額 12,700,000円
補正後歳入歳出予算額 8,478,700,000円

[補正内容]

- ・ 福祉会館のキュービクル設備内の電圧計の改修による増額
- ・ 笠松小学校南舎雨漏りに伴い普通教室を確保するため、集会室を教室2室に改修する工事による増額

第29号 笠松町議会副議長辞職許可

[すべて可決]

第1回 笠松町議会定例会議決結果(3月4日開会 3月17日閉会)

第3号 笠松町空家等適正管理審議会設置条例の一部を改正する条例

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、空家等適正管理審議会で審議する空家の範囲を拡大

第4号 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

仕事と育児・介護の両立のための育児休業法の改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務制限や介護両立支援制度に関する規定を改正

第5号 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業法の改正に伴い、引用条項を改正

第6号 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和6年人事院勧告に基づく給与改定に伴い、通勤手当など諸手当を改正

第7号 笠松町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

栄養士法の改正に伴い、職員の種別に管理栄養士を追加

第8号 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国基準の改正に伴い、特定地域型保育事業の連携施設に関する規定を改正

第9号 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国基準の改正に伴い、家庭的保育事業の連携施設に関する規定を改正

第10号 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和7年度国民健康保険税率を改正

第11号 笠松町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

水道法施行令等の改正に伴い、水道行政に携わる職員の確保を目的に、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を緩和

第12号 笠松町下水道条例の一部を改正する条例

下水道法施行令の改正に伴い、引用語句を改正

第13号 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支給額に「勤続35年以上」の区分を追加

第14号 笠松町多目的運動場の管理に係る指定管理者の指定

笠松町多目的運動場の指定管理期間が令和6年度末で満了となるため、令和7年度から3年間、引き続き岐阜県サッカー協会を指定

第15号 町道の路線認定

長池字宮代地内及び無動寺字定広地内の私有道路を町道に編入

第16号 令和6年度笠松町一般会計補正予算(第8号)

補正額 6,977,000円
補正後歳入歳出予算額 8,628,432,000円

[主な補正内容]

笠松小学校の雨漏りに伴う工事設計委託料を計上

第17号 令和6年度笠松町一般会計補正予算(第9号)

補正額 14,775,000円

補正後歳入歳出予算額 8,643,207,000円

[主な補正内容]

- ・国の交付金を活用し、避難所備品購入費を増額
- ・公定価格の改定に伴う町内4保育所(園)、幼稚園・認定こども園負担金の増額
- ・予防接種事故賠償金の増額
- ・上水道管理設工事に合わせて道路舗装修繕を行うことによる増額
- ・上本町、下本町街路灯修繕による増額
- ・物価高騰による学校給食事業費の増額
- ・その他、各事業費の確定・精算に伴う不用額・契約差金による歳出の増減
- ・普通交付税の確定による歳入増額
- ・笠松競馬事業収益金の配分による歳入増額
- ・企業版かさまつ応援寄附金の増額と各事業充当額の補正

第18号 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

補正額 7,620,000円

補正後歳入歳出予算額 2,182,269,000円

[主な補正内容]

- ・国保保険者努力支援交付金などの精算に伴い、償還金を増額
- ・国民健康保険基金積立金の増額

第19号 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算(第5号)

補正額 △51,328,000円

補正後歳入歳出予算額 2,347,969,000円

[主な補正内容]

- ・要介護認定申請件数の増に伴い主治医意見書料を増額
- ・地域密着型サービス費などの給付額減額に伴い、保険給付額を減額

第20号 令和7年度笠松町一般会計予算

歳入歳出予算総額 8,466,000,000円

対前年度増減額 926,000,000円(12.28%)

第21号 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計予算

歳入歳出予算総額 1,984,700,000円

対前年度増減額 △121,365,000円(△5.76%)

第22号 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算

歳入歳出予算総額 402,158,000円

対前年度増減額 6,229,000円(1.57%)

第23号 令和7年度笠松町介護保険特別会計予算

歳入歳出予算総額 2,437,112,000円

対前年度増減額 240,877,000円(9.60%)

第24号 令和7年度笠松町水道事業会計予算

歳入歳出予算総額 552,888,000円

対前年度増減額 4,053,000円(0.74%)

第25号 令和7年度笠松町下水道事業会計予算

歳入歳出予算総額 1,427,713,000円

対前年度増減額 △72,227,000円(△4.82%)

第26号 笠松町議会議長辞職許可

[すべて可決]